

令和6年第1回東広島市議会定例会

報 告 事 項

令和6年2月

目 次

報 告 第 3 号	専決処分の報告について……………	1
報 告 第 4 号	専決処分の報告について……………	3
報 告 第 5 号	専決処分の報告について……………	5

報告第3号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月9日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の額

1万8,920円

(2) 債 権 者

2 専決処分年月日

令和6年2月1日

(報告理由)

令和5年7月10日、市道椀坂志和西線において、この道路の管理上の^{かし}瑕疵により、道路の一部が陥没していたため、走行中の普通自動車の左側前輪を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

報告第4号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月9日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の額

16万5,477円

(2) 保険法（平成20年法律第56号）第25条第1項の規定により、損害賠償に係る債権について被保険者に代位した者

東京都千代田区大手町二丁目6番4号

東京海上日動火災保険株式会社

代表取締役 広 瀬 伸 一

2 専決処分年月日

令和6年2月1日

(報告理由)

令和5年1月29日、市道扇迫線において、この道路の管理上の^{かし}瑕疵により、道路横断溝のグレーチング（溝蓋）が左折しようとした普通自動車の走行によって跳ね上がり、当該普通自動車の右側前輪、底部等を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

報告第5号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月9日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の額

21万1,892円

(2) 債 権 者

2 専決処分年月日

令和6年2月1日

(報告理由)

令和5年4月6日、市道寺家原線において、この道路の管理上の^{かし}瑕疵により、道路の一部が陥没していたため、走行中の原動機付自転車が転倒し、当該原動機付自転車の車体各部を損傷し、及び当該原動機付自転車の運転者が左鎖骨を負傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

